

大庭健著『責任』つてなに？』

(講談社現代新書、二〇〇五年)

佐々木 拓

本書のテーマはタイトルにある通り「責任」である。しかし、責任という概念は正直、真正面から扱うのが非常に難しい。なぜなら、例えばD・デネットが『自由は進化する』(山形浩生訳、NTT出版、二〇〇五年)で自由について述べたように、責任もまた「like an air」(空気のようにあたりまえ)だからである。あつて当たり前のものを正面から論じるのは難しい。そこで、しばしば用いられるのがその否定を扱い、逆照射によって当該の対象を扱うという方法である。例えば幼子に「空気がある」ということを教えるには、「空気がない」という状態をまず理解させるのがよい。前置きが長くなったが、この態度は本書においても明らかかなように思われる。著者は現代日本の社会に「空気のようにあたりまえ」であるはずの責任が枯渇し、窒息状態にあると憂えている。本書はこの責任のない「酸欠状態」の哲学的解明の書であり、その意味で「無責任」についての分析の書でもある。

この「無責任」という観点から眺めるならば、タイトルにある『責任』つてなに？』という問いには形而上学的、哲学的な意味合いが薄れる。すなわち、本書は「責任」概念を哲学的に厳密に分析する本ですよ、という主張をこの問いは発しているのではない。問いが意図するところはむしろ、『責任』なんてなにさ』という、個人や企業・国家といった集団に著者が見て取る無責任さを訴える反語である。また、さらに突っ込んで見るならば、著者が責任の根源と見て取るところの呼応可能性を読者に求める、「君たちにとって『責任』つて何なのよ？』という倫理的問いこそが本書のもつ本質的なメッセージととれよう。以下、このような観点から全九章から成る本書の構造を読み解いていきたい。

本書ではまず、自らの為す(為した)行為の理由を問われた際にそれに対して理由を提出しうる、また他者の為す(為した)行為の理由を問うという問柄にあること、という「呼応可能性」として責任が提示される。呼応可能な問柄が成立するには「予期の共有」および「ミニマムな信頼関係」という条件が必要とされる。予期の共有は二つの条件で構成されている。一つは、こちらの呼びかけに対する相手の振る舞いが予期可能である、ということであり、もう一つはこちらの予期を相手もまた予期して

いるという共有である。こちらの振る舞いが呼びかけとして理解され、その呼びかけに対応する形で相手が振る舞ってくれるという期待が成立し、その期待を相手も了解してくれなければ、そもそも我々は呼びかけることが不可能、というわけである。この予期の共有が成立している場合は、特別な事情がない限り共有された予期に背かない、というのがミニマムな信頼関係である。このように、こちらが呼びかけた際に、その呼びかけに応えられ、それが期待した範囲に収まる、という感覚を抱けなければ、我々は他人に呼びかけることができない。このことは呼びかけに応えようがない石などの無機物や、全く行動の予期が成り立たないエイリアンとは我々は呼応可能な問柄を持ってないということの意味している。したがって、呼応可能な問柄、すなわち互いに責任を担いあう問柄にあることは人間に特有な関係だといえる。

このような責任を、著者は倫理的なものと考え、法的、政治・社会的、宗教的責任と区別し、それらより根源的なものとして捉える。例えば、法的責任を部分に含む弁済責任に呼応可能性としての責任は還元されない。というのも、我々は法的責任のないところで、さらには道德的非難のないところできさえ、我々は互いに呼び合い応じあうからである。むしろ弁済責任は糾弾、非難という呼びかけに対して弁済すること

によつて許しを乞ひ、またそれを許しうるといふ点で呼応可能性に還元される。同様に、政治・社会的責任を含む役割責任にも呼応可能性が還元されることはない。むしろ、役割をもつ人としての期待にそつて振る舞ひ、未来に対してそれへの信頼を維持する点においては、呼応可能性としての責任が根源的であるといえる（以上第一章）。

今後の議論について二つの注記がある。一つは、本書における「責任」とは一般に考えられている責任概念とは異なつてゐる点である。そこで、「責任の間柄にない」という意味での責任の非成立を「無責任」と表記した（この語は書評者による造語である）。もう一点は、本書における責任とは、過去と未来への両方への眼差しを有するものであるが、本書では過去の行為に対する責任という点から現代の無責任が検討されている。この点で、責任Ⅱ行為に対するサンクションという一般に流布している責任観と本書の議論は混同されるおそれがあるが、厳密には区別して読む必要がある。

さて、本書の構造は、上記の意味での責任の欠如がわが国に蔓延しているという現状を一方では哲学的に、そしてもう一方では歴史的に説明するという形になつてゐる。現代の無責任は哲学的には相互に関係する二つの要素から成る。一つは、役割と自己との解離という責任の

主体に関わる要素であり、もう一つは、「他の自由にはありえたか」という責任の条件としての自由に関する要素である。この二つの要素すなわち責任主体と自己の解離と別様に行為する可能性の制限が戦前・戦後から現代へと続く「なりゆきの論理」によつて実現され、社会的に構造化されることによつて現代の集団的な無責任が生じたというのが、本書の歴史的な面でのシナリオである。

哲学的な二要素は相互に関係してゐる。「他の自由には行為できなかった」という自由の不在は主体の解離の原因となる一方で、見方を変えると、特定の役割を遂行するものとして行為することは、主体に「他のようには行為できない」という心理的な束縛を生み出すからである。これらの要素のうち、前者は第二章と第三章で、後者は第四章から第六章において詳述される。

自由と責任の関係については多くの論争があるが、著者は自由を責任成立のための条件ととらえている。その条件は「他のようにも行為できた」という意味で自由であり、かつある事象の原因であること、の二つである。このうちの前者が第二章で哲学的な自由意志論争という主題の下に扱われる。すなわち、全ての事象が自然法則によつて因果的に決定されているという世界観と我々が責任ある主体として自由に行

為することとの論理的な整合性が扱われる。この問題に対する著者の答えを一言でいうならば「心理的決定論の不在」である。なるほど、ミクロレベルの神経生理学的には我々は自然法則に支配されているが、決定論的なミクロレベルの事象が一定のシステムを通じてマクロレベルでの非法則性を実現する可能性があり、また我々の心理を顧みるに事実として我々は法則的に行動してゐない、という点が確認できれば、「他のようには行為できなかった」という責任の条件は満たされる、というわけである。

これに次いで、第三章では、行為と無為の双方に我々は責任をもちうるという考察を通じて、我々が「ある事象の原因である」と言えるための条件が探究される。ここで重要なのは、「一」もし、私がある行為をしなかつたら、特定の結果は生じなかつただろうし、「二」私がある行為をしたにもかかわらずその結果が生じない、という事態は考えられない」という「原因」の条件である（「一」は書評者による）。この条件は「行為」を「無為」に置き換えても責任の要件として成立する。この点は、例えば瀕死の重傷を負つた患者が目の前にいて、救急車を呼ばないという無為に対して責任が生じるか、という事態を考えれば理解しやすい。すなわち、もし、私が救急車を呼ぶならば、患者の死は生じなかつただろうし、私が救急車を呼ば

なかったにもかかわらず患者の死が生じない、という事態は考えられない、という場合、我々は救急車を呼ばないことが患者の死の直接の原因でないにもかかわらず、救急車を呼ばない私は道徳的に非難されうるし、法的にさえ罰せられうる。ここで注記しておきたいのは、呼応可能性として問題にされる「理由」はある事象の原因ではない、ということである。先の無為の事例で私が非難された時、追求されるべきが、患者の死の原因ではなく、私が救急車を呼ばなかった「理由」であることをもってしてもこの点は何い知れよう。その意味で、私がある事象の原因である、という条件は、呼応可能な間柄という責任の内的な条件ではなく、呼応すべき行為、もしくは呼応を求められる機会を作った行為の条件と考えられる。

以上の「自由な行為」に関する二つの条件から導かれる無責任の描像はこうである。すなわち、「他のようにありえなかった」場合、または我々の行為・無為が何らかの危害の「原因」ではなかった場合、我々はある危害のある行為に責任がないことになる（本来ならば危害のみならず、利益のある行為に關しても賞賛等の形で責任は問われうるべきであるが、本書ではこの点に關しては主題的に扱われていない）。この描像には二つの含意がある。一つは、責任の身近さである。我々は自らの原因ではない、

はるか遠隔の地の不幸に対して（例えば宗教的責任が求められるようには）責任を負わない。責任はすぐ目の前に、果たしうるものとして存在する、ということである。その一方で、この責任の条件は責任を担うということの曖昧さをも含意している。我々は本来ならばこれらの要素が存在しない場合でさえ、心理的には、もしくは認識の上で「責任のための条件が成立していない」と思い込む場合がある。この点は責任の主体の問題を考える際により明らかになるだろう。

呼応可能な間柄は、呼応にまつわる行為とそれをなす主体によつて作られる。このうちの後者の問題が第四章から第六章で扱われる。この三章のなかで論じられるのは、「役割」と責任の主体としての「自己」という哲学的にまつような区分が、「責任のない自己」の定立、さらには特定の名前（「〇〇」をもった（役割の総体としての）個人と、その「個人」すら切り離した「ほんとうの自分」への「解離」へと滑っていく構造の分析である。第四章ではまず、「役割」を負つて行為する自己の問題が扱われる。呼応可能な間柄を生きる我々は、つねに「〜として」行為している。社会化・制度化された集団（たとえば、家族・学校・会社など）における個人の役割はその代表的なものと言えようが、我々はそのような制度化された集団外でも

責任を持ちうる主体である。従つて、「制度化された役割」と「役割を離れた自分」が区分されるのは至極まつとうな話である。しかし、集団が極度に組織化され、役割が細分化され、加えて自らのなす行為が自分の意志や本心とはかけ離れていくにつれ、なぜかこのまつとうな区分が無責任につながる。すなわち、「私は役割を果たしてただけで、それは私の本意ではない」という言明につながる。ここでの「責任逃れ」の態度に至るには二つの道筋が存在する。一つは責任主体としての集団が抱える曖昧さであり、もう一つは、役割と自己との区別が無責任へと滑つていくなかに潜む飛躍である。法人や国家の例を見れば明らかのように、集団は責任の主体でありうる。しかし、その集団に属す個人が集団のなす行為に対してどのように、どれだけ責任を負うのかは難しい。例えば、制度化されずとも、集合的行為のもつ責任の哲学的な同定のしがたさを考えればそれは明かである。著者は将棋倒しの例を挙げているが、こ

こではより分かりやすく集団暴行の例を考えてみる。二〇人が一人に対していつせいに石を投げ、殺したとしよう。この場合、先に述べた事象の原因という条件が曖昧になるのは自明である。それに加えて、この集団内に「みんな同じ行動をとらない奴はリンチ」という強い組織化（＝集団にあるが故の特定行為の強制化）が

働いていたとするならば、それは「他のようにはなしえない」という自由の要件をも曖昧にするだろう。このように、とりわけ強度に組織化された集団においては、個人のもつ自由や原因としての責任条件が非常に曖昧になる。これが無責任への一本目の道である。

もう一つの道は、役割と自己との区別からの飛躍である。単に制度化された役割と自己とを区別するだけでは、人は無責任には至らない。そこには制度化されない根源的な、いわば「呼応関係にある者という役割」とでも言える「自己」の切り離しという現象が潜んでいる。この議論は第五章において、固有名と一人称代名詞「私」との存在論的な切り離しという議論を通じて分析される。この議論を一言で説明するのは難しいので、結論のみをまとめるならば、固有名「○○」と一人称代名詞との意味論的な結び付けは客観世界の記述には存在せず、ただひとひとの間柄においてプラグマティックのみ確定される、と言える。役割と自己との二層性は、呼応可能な間柄のなかでのみ、結合している。これを切り離すことは、単に無責任に陥るのみならず、自己の定位する視点を失うという自己同一性の危機、人格障害上の解離（スプリッティング）にも通じる。第六章では、この解離傾向が学校のなかで広がっていることが指摘される。著者は、現代の学校と軍隊の類比

を強い組織化という観点から論じている。

第七章と第八章は、これまでの哲学的な分析とは別の方向から、すなわち歴史的な方向から現代の無責任状態の原因を探っている。そのなかで、第七章では戦争責任という観点から個人と集団としての国家「日本」がどれだけ上述の意味での「責任」を放棄し続けてきたが、歴史的事実を証左として語られる。そして第八章では、わが国で働いている無責任の構造が「なりゆきの論法」として位置づけられ、その歴史的要素の探求がなされている。「なりゆきの論法」とは、「状況・環境（時局、属する集団等）に従えば他のようにはありえなかつた」として責任を逃れようとする論法である。このような言い逃れの構造が戦前では軍隊で、戦後ではやくざと右翼の暴力によってわが国に定着してきたという仮説を著者は提示している。軍隊における強い組織化の強制力と右翼とやくざの暴力による言論への圧力が、先に示した二つの哲学的要素を心理的に実現することで、わが国の無責任の構造が形成されたというのが著者による歴史的考察の結論である。

終章では、これまでの考察がシステム論としてまとめられている。組織化や暴力による自由の制限や役割と自己との解離はシステム（これには個人と集団の双方が含まれる）のフィードバックの狭隘化として理解される。フィード

バックの狭隘化は二つの哲学的要素の相互の関係をも反映している。というのも、インプットに対する暴力による制限と組織の役割意識の強調によるフィードバックは「他ようにもありえなかつた」という自由の可能性を打ち消し、特定のアウトプットのみを打ち出すようになり、特定のアウトプットのみをフィードバックは役割からの解離を促進するからである。

冒頭で本書は無責任の分析の書であると述べたが、それは無責任の哲学的構造と歴史上の来歴を見ることによつて、責任の重要性を確認するという意味があつた。本書はその意味では、「責任つてなに？」という問いの哲学的意味を提示し、倫理上の実践をも行うという目的を達している点で、まさしく「責任」についての書であると思う。目の前にいる人間のまなざし、問いかけを真摯に受け止め、それに答えるという呼応可能性を互いに持ちあう、「あたりまえ」の責任は、無責任の状況の考察を通じてこそ明らかになるものであつた。

以上が本書の概略であるが、ここで、自由と責任についての私的考察を付け加えておきたい。というのも、自由と責任はしばしば非常に密接に結びついたものとして考えられていながらも、本書においてはその関係に曖昧さがあるように思われるからである。著者は、たとえば強度に組織化された軍隊の下級兵士の「あのと

きはああしかでできなかった」という言葉にある程度の免責性をみとめている。しかし、ここで免責の意味は、非難もしくは処罰を減じられるべきだという意味であり、それは責任を担い合うという関係からの離脱を意味しているのではない。すなわち、たとえ「他のようにはありなかつた」としても、人は「他のようにはありなかつた」と理由を述べることで呼応でき、それが適切なものであれば、その関係を維持するものとしての信頼を回復しうるからである。したがって、この意味で責任と自由とは完全に独立である。行動の予期の共有と共有への信頼という呼応可能性の内的な条件に比べて、「他のようにありえた」という自由の条件は本質的ではない。むしろ、本質的ではない理由をもって呼応を拒否する態度が問題なのだろう（そして、それがなりゆきの論理の肝なのかもしれない）。ただ、自由の条件は「他のようにしたいけれど、できない」という事態が役割と自己との分離の原因となりうるという意味でのみ、無責任に関係する。この結論の含意するのは、責任の引き受けが極度に実存主義的である、ということである。それは「私がしたのでから、責任を引き受けるべきだ」という規範的意識に他ならない。「他にもなしえた」という自由の条件は(多数の中からこれを選んだという形で)この感覚を強化するものでしかない。

最後に、自由と責任との逆方向の関係、すなわち、責任を担うことは自由に対してどのような意義を持つかを検討して稿を締めくくりたい。これは責任を負うことの意義、重要性の考察を通じてなされる。我々は本質的に責任を担う存在であり、その間柄から逃れることはできないという回答は、なりゆきの論法で言い逃れをする人々に対して役割を担い、責任の引き受けをなさしめる動機とはならないであろう。彼らを動機付けるには、著者の意図には反するかもしれないが、利己的な動機付け根拠が必要になる。ここで、決定的な答えをあげることはできないが、その動機付けの一つとして自由の拡大があげられる、とは言えよう。というのも、無責任へと進むプロセスへの始まりが自由の(心理上の)制限によるフィードバックの狭隘化にある以上、その逆のプロセス、すなわち責任の引き受けがフィードバックにおけるインプットの幅の拡大、ひいては行為の選択肢の増大としての自由の拡大につながる、というのは十分考えられる事態だからである。例えば冒頭にあげたデネットは、責任の引き受け手と認められることで、個人は自らの属する社会においてより広い行動の選択肢を手に入れられると論じている(逆に、責任の引き受け手と認められない場合は、行為の強制的な干渉を含め、極端な行動制限を受ける)。このように、責任の主

体となり、信頼を獲得することが自由の拡大につながるのならば(そして、そうできなければ極端に行為を制限されるならば)、なりゆき論法で言い逃れをする人々によっても、責任を引き受けることの直接的な動機が見いだされるかもしれない。すると、ここで要請されるのは自由と責任のより強固な結び付けということになる。というのも、デネットの場合であれ、著者の場合であれ、自由と責任には概念的な連結がないので、自由が行為の動機になるに十分なほど魅力的に見えるシステムに個人を放り込まなければ、両者に連結関係が形成されないからである。となると、例えば法的処罰の適切で、厳正な執行など、社会的・制度的な枠組みがより重要となるだろう。このことの哲学的・歴史的・社会学的説明は、責任について改めて扱われるべきトピックである。